

ケアポート 利用料金表 (介 護 保 険)

【基本料金】

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
看護師が行う 訪問看護	3,100円/回	4,630円/回	8,140円/回	11,170円/回
准看護師が行う 訪問看護	2,790円/回	4,170円/回	7,330円/回	10,050円/回

所要時間	1回(20分)	2回(40分)	3回(60分)	※1週間に6回まで算定可
療法士が行う 訪問看護	3,020円/回	6,040円/回	8,160円/回	

※基本料金に対して、サービスの提供時間が早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)帯の時は、25%を加算します。

※基本料金に対して、サービスの提供時間が深夜(22時~6時)帯の時は、50%を加算します。

※計画的に訪問することになっていない緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた利用料金負担が生じます。

※特別管理加算を算定する者の時間外訪問については、月の2回目以降の計画外訪問より、早朝・夜間、深夜料金が加算されます。

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(*有料老人ホーム等)に居住する利用者を訪問する場合、基本料金が減算となります。また、それ以外の建物(*と同じ)に居住する利用者を訪問する場合、当該建物に居住する利用者が一定数以上である場合も、減算となります。

【付加料金】

初回加算	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合	初回のみ 3,000円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護保健施設に入院若しくは入所中の者に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,000円/回
看護体制強化加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算について、一定割合以上の実績があった場合、算定します。	1月につき 3,000円
サービス提供体制強化加算	当事業所は、『勤続3年以上の職員を30%以上配置』等の算定要件を満たしています。	1回につき 60円 (上記基本料金に加算)
緊急時訪問看護加算	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にある場合	1月につき 5,400円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき 2,500円 又は 5,000円
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者で、1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合	1回につき 3,000円 (1時間以上1時間30分未満の基本料金に加算する)
複数名訪問看護加算	利用者の同意のもと、利用者の身体的理由により同時に2人の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合	30分未満 2,540円/回 30分以上 4,020円/回
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合	死亡月 20,000円
中山間地域等への 訪問看護提供加算	通常のサービスを提供する地域を越えて訪問看護を行った場合	5/100に相当する単位数を所定の単位数に加算する
看護・介護職員連携 強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に関わる計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	1月につき 2,500円

※料金の内容について、ご不明な点などがあれば、お近くの「ケアポート」にお問い合わせください。